和歌山市介護給付費における障害児に係る支給決定基準

目次

１　　支給決定基準の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

２　　居宅介護支給決定基準（身体介護、家事援助、通院等介助）・・・・・・・・・・・・・・　１

３　　同行援護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

４　　行動援護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

５　　短期入所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

６　非定型の支給決定基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

７　施行時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

別紙１・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

別紙２・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

別表１～５・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

別表６～７・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

別表８～９・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

**１　支給決定基準の考え方**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における障害児に係る介護給付費の支給に関する決定基準を次のとおり定める。

　この基準は、支給決定の際の標準的な支給決定量を表すものであり、必ずしも各時間数等において、その数値そのままに支給決定を行っていくものではなく、サービス意向調査にあわせて行うものとする。

　なお、障害支援区分の認定については、「障害児にかかる厚生労働大臣が定める区分（平成１８年厚生労働省告示第５７２号）」により行うものとする。

　また、障害児の支給決定については、通常の発達において必要とされる育児等は算定対象としない。

この支給決定基準は国の事務連絡「介護給付費に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」及び、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１８年厚生労働省告示第５２３号）」に基づき作成する。

**２　居宅介護の支給決定基準**

（１）基本時間の算出

　　　障害支援区分と介護力の大きさをＡ・Ｂ・Ｃの３段階に分け別表１のとおり基本時間を算出する。介護力の区分については、別表２のとおりとする。

　　　なお、身体介護、家事援助の区分については、具体的な利用希望を聴き取り、介護内容に応じて分類し、その合計時間が別表１の基本時間の範囲内で支給決定を行うものとする。希望内容が、見守りのみである場合は、月５時間を上限とする。

また、１カ月あたりの支給量を決める算定方法は以下のとおりとする。ただし、連続して３日利用するなど、下記計算方法では支給決定量に満たない場合は、個別に対応する。

　週に１～２回の利用の場合・・・・１回あたりの利用時間×週の利用回数×５＝月支給量

　週に３～６回以上利用の場合・・・１回あたりの利用時間×週の利用回数×４．５＝月支給量

　毎日の場合・・・・・・・・・・・×３１日

通院等介助（身体介護を伴う）の対象児は別表７の障害児の調査項目５領域１１項目の調査を行ったうえで、日常生活において身体介護の必要な障害児であり、以下の調査項目のいずれか一つ以上に認定されており、かつ、ケアプランに通院等介助が含まれている者とする。

・「歩行」：「全面的な支援が必要」

・「移乗」 ：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

・「移動」 ：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

・「排尿」：「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

・「排便」：「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

　通院等介助（身体介護を伴わない場合）の対象者は、上記に調査項目に該当せず、ケアプランに通院等介助が含まれている者とする。

（２）加算時間の算出

　　　次の項目について、別表３のとおり加算を行う。

ア　医療的介護

　　常時医療的介護が必要な場合、基本時間の２倍を超えない範囲内で加算するものとする。

イ　訓練及び通院

　　実際に要する時間を基に１／２算定し加算する。なお、この加算の上限を１０時間とする。

　また、通院介助の対象は、介護力がＡで行動援護の対象に該当する場合、又は、常時医療的な介助を必要な場合とする。

ウ　入浴介助

　　　重度の肢体不自由児、又は行動援護に該当する児童については、１０時間を加算する。また、二人介護が必要な場合は、その必要性を、ケアプランに盛り込み、２０時間を加算する。

エ　通所サービスの利用

　　　小学生以下で、児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用がない場合、５時間加算する。

オ　通学等の状況

　　　訪問教育を受けている又は不登校になっているその他の理由により支援学校等への通学をしていない場合、５時間加算する。

（４）１回あたりの時間数

身体介護は３時間、家事援助は１時間３０分を基本時間として決定するが、基本時間未満（３０分以上）での利用も可能である。基本時間を超えて利用を希望する場合は、市と協議のうえ、その必要性を、ケアプランに盛り込むこと。

**３　同行援護支給決定基準**

（１）対象者

対象者の要件として別紙１の同行援護アセスメント票の調査項目の項の各欄の区分に応じ、そ

れぞれの調査項目に係る利用者の状況をそれぞれ０点の項から２点の項までに当てはめて算出し

た点数のうち、移動障害の欄に係る点数が１点以上であり、かつ、移動障害以外の欄に係る点数

のいずれかが１点以上である者とする。

また、別表７の障害児の調査項目５領域１１項目の調査を行ったうえで、短期入所の単価区分の【区分２】に該当する場合は、障害者支援区分３の支援の度合いに相当する者、【区分３】を障害者支援区分４以上の支援の度合いに相当する者とする。

（２）基本時間の算出

　　　具体的な利用希望を聴き取り、別表４のとおり年齢及び在学する学校に応じて基本時間を算出す

　　るものとする。

**４　行動援護の支給決定基準**

　行動援護の調査項目で、合計点数が１０点以上の障害児を対象とする。また、居宅介護との併給が必要な場合は、居宅介護の支給決定時間と合算して、行動援護の支給決定時間の範囲内で決定する。

（１）基本時間の算出

　　　別表５のとおり介護力の大きさをＡ・Ｂ・Ｃの３段階に分け、基本時間を算出する。

（２）加算時間の算出

　　　次の項目について、別表６のとおり加算を行う。ただし、加算額の合計が基本時間の２倍を超えない範囲内で加算するものとする。

ア　訓練及び通院

　　実際に要する時間を基に１／２算定し加算する。なお、この加算の上限を１０時間とする。

　　また、通院介助の対象は、介護力がＡに該当する場合とする。

イ　通所サービスの利用

　　小学生以下で、児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用がない場合、５時間加算する。

ウ　通学等の状況

　　　訪問教育を受けている又は不登校になっているその他の理由により支援学校等への通学をしていない場合、５時間加算する。

エ　外出介護

　　社会参加のための外出介護が必要な場合、３歳以上は５時間、小学生は１０時間、中学生以上は１５時間加算する。

オ　調査項目の合計点数

　　行動援護の調査項目の合計点数により、基本時間に加算割合を乗じて加算する。

**５　短期入所の支給決定基準**

（１）対象者

　　　別表７の障害児の調査項目５領域１１項目の調査を行ったうえで、以下の単価区分を適用する。

　【区分３】①～④の項目のうち、「全介助」が３項目以上又は⑤の項目のうち「ほぼ毎日」が１項目以上

　【区分２】①～④の項目のうち、「全介助」若しくは「一部介助」が３項目以上または、⑤の項目のうち「週に１回以上」が１項目以上

【区分１】区分３又は２に該当しない児童で、①～④の項目のうち、「一部介助」または「全介助」が１項目以上

（２）基本日数の算出

　　　別表１１のとおり、障害支援区分に関わらず、基本日数を５日とする。

（３）加算日数の算出

　　　別表１２に掲げる各項目に該当する日数を加算する。

**６　非定型の支給決定基準**

　利用者の希望する支給決定量が、和歌山市が必要として勘案した支給決定案を著しく超過する場合は、和歌山市介護給付等の支給に関する審査会に諮り、意見を聞いたうえで支給決定を行うものとする。

**６　施行時期**

　　この基準は、令和２年４月１日以降の支給決定から適用する。

（平成１８年１１月１日制定）

（平成２０年４月１日改正）

（平成２３年１月１４日改正）

（平成２３年１０月１日改正）

（平成２４年４月１日改正）

（平成２５年４月１日改正）

（平成２６年４月１日改正）

（平成２７年４月１日改正）

（平成３０年９月１日改正）

（令和２年４月１日改正）

別紙１

同行援護サービスアセスメント票

調査項目の項の各欄の区分に応じ、それぞれの調査項目に係る利用者の状況をそれぞれ０点の項から２点の項までに当てはめて算出した点数のうち、移動障害の欄に係る点数が１点以上であり、かつ、移動障害以外の欄に係る点数のいずれかが１点以上である者について、必要に応じて同行援護サービスを支給決定することができるものとする。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 調査項目 | ０点 | １点 | ２点 | 特記事項 | 備考 |
| 視力障害 | 視力 | １．普通（日常生活に支障がない。） | ２．約１ｍ離れた視力確認表の図は見ることができるが、目の前に置いた場合は見ることができない。３．目の前に置いた視力確認表の図は見ることができるが、遠ざかると見ることができない。 | ４．ほとんど見えない。５．見えているのか判断不能である。 |  | 矯正視力による測定とする。 |
| 視野障害 | 視野 | １．視野障害がない。２．視野障害の１点又は２点の事項に該当しない。 | ３．周辺視野角度（Ⅰ/四視標による。以下同じ）の総和が左右眼それぞれ80度以下であり、かつ、両眼中心視野角度（Ⅰ/二視標による。以下同じ。）が56度以下である。４．両眼開放視認点数が70点以下であり、かつ、両眼中心視野視認点数が40点以下である。 | ５．周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下であり、かつ、両眼中心視野角度が28度以下である。６．両眼開放視認点数が70点以下であり、かつ、両眼中心視野視認点数が20点以下である。 | 視力障害の１点又は2点の事項に該当せず、視野に障害がある場合に評価する。 |  |
| 夜盲 | 網膜色素変性症等による夜盲等 | １．網膜色素変性症等による夜盲等がない２．夜盲の１点の事項に該当しない。 | ３．暗い場所や夜間等の移動の際、慣れた場所以外では歩行できない程度の視野、視力等の能力の低下がある。 | ― | 視力障害又は視野障害の１点又は２点の事項に該当せず、夜盲等の症状により移動に著しく困難をきたしたものである場合に評価する。必要に応じて別紙２の医師意見書を添付する。 | 人的な支援なしに、視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断する |
| 移動障害 | 盲人安全つえ（又は盲導犬）の使用による単独歩行 | １．慣れていない場所であっても歩行ができる。 | ２．慣れた場所での歩行のみできる | ３．慣れた場所であっても歩行ができない。 | 夜盲による移動障害の場合は、夜間や照明が不十分な場所等を想定したものとする。 | 人的な支援なしに、視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断する。 |

　注1 「夜盲等」の「等」については、網膜色素変性症、錐体ジストロフィー、白子症等による「過度の羞明」等を

いう。

　注２　「歩行」については、「車いす操作」等の移動手段を含む。

別紙２

同行援護対象者（夜盲等）に係る医師意見書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名 |  | 生年月日 | 年　　月　　日生（　歳） |
| 障害名及び原因となった疾病・外傷名 |
| 身体障害者手帳の有無　　　　有　　　　無障害程度等級　　視力：　　　　　　級　　　　　　　　視野：　　　　　　級 |
| 障害の状況（夜盲等の有無について、どちらかに○をつけてください。）　　　　※「夜盲等」の「等」は、網膜色素変性症、錐体ジストロフィー、白子症等による「過度の羞明」等が想定される。　　・移動に困難をきたす程度の夜盲等が認められる　　　　　夜盲等の原因となる疾病等　　・移動に困難をきたす程度の夜盲等が認められない |
| 備考 |
| 上記の通り意見する　　　　　　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　医療機関名医療機関所在地　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　　　　　　　　　　　　　　　診療担当科名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　作成医師氏名　　　　　　　　　　　　　　　印 |

別表１《居宅介護》　基本時間の算定

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　　　　　　　　　　　　　　介護力障害支援区分 | 介護力Ａ | 介護力Ｂ | 介護力Ｃ |
| 区分３（重度障害者包括支援対象者） | ２５ | ２０ | １５ |
| 区分３（上記以外の方） | ２０ | １５ | １０ |
| 区分２ | １５ | １０ | ５ |
| 区分１ | １０ | ５ | ０ |

　別表２《居宅介護》　介護力の区分

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 内　　　容 |
| 介護力Ａ | 一人親家庭の場合、又は一人親家庭に準ずるとみなされる場合 |
| 介護力Ｂ | 現に介護を行っているものがあり、家事の負担は一定期待できるが、何らかの理由により介護にあたる時間や能力が大きく制限される場合 |
| 介護力Ｃ | 現に介護を行っている者があり、上記Ａ、Ｂのいずれにも該当しない場合 |

　別表３《居宅介護》　加算時間の算定

|  |  |
| --- | --- |
| 加算項目 | 加算時間 |
| □常時医療的介護が必要な場合 | 基本時間の２倍の範囲内 |
| □訓練及び通院（実際に要する時間×回数×１／２） | 実時間（上限１０時間） |
| □入浴介助（１時間×２回／週×５週） | １０時間（二人介護が必要な場合は２０時間） |
| □児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用がない場合 | ５時間 |
| □訪問教育を受けている、又は不登校になっている場合 | ５時間 |
| 合計加算時間数 | 　　　　　　　　　　　　時間 |

別表４《同行援護》基本時間数及び加算時間数

|  |  |
| --- | --- |
| 私的理由 | 個人の選好に基づいて行う社会参加活動等、私的理由による利用については基本時間数として、次の時間数以内で支給決定する。　　１　３歳未満の乳幼児については原則利用決定しない。　２　３歳以上の未就学児については、緊急時対応として月５時間とする。　　３　小学校に在籍する児童については、月１０時間とする。　　４　中学校以上に在籍する生徒については、月１５時間とする。但し、グループホームの入居者については月１０時間とする。 |

別表５《行動援護》　基本時間数

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　介護力障害支援区分 | 介護力Ａ | 介護力Ｂ | 介護力Ｃ |
| 行動援護対象者（重度障害者包括支援対象者） | ３０ | ２５ | ２０ |
| 行動援護対象者（上記以外の方） | ２５ | ２０ | １５ |

　※　介護力の大きさについては、別表２のとおりとする。

　別表６《行動援護》　加算時間の算定

|  |  |
| --- | --- |
| 加算項目 | 加算時間 |
| □訓練及び通院（実際に要する時間×回数×１／２） | 実時間（上限１０時間） |
| □児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用がない場合 | ５時間 |
| □訪問教育を受けている、又は不登校になっている場合 | ５時間 |
| □社会参加のための外出介護が必要である３歳以上の場合 | ５時間 |
| □社会参加のための外出介護が必要である小学生の場合 | １０時間 |
| □社会参加のための外出介護が必要である中学生以上の場合 | １５時間 |
|  |  |
| 行動援護調査項目の合計点数 | 基本時間 | 加算割合 | 加算時間 |
| □　１１点　～　１５点 |  | 　×１．５倍 |  |
| □　１６点以上 |  | 　×２倍 |  |
| 合計加算時間数 | 　　　　　時間 |

　　※　端数は、切り上げ

　別表７《障害児の調査項目》（５領域１１項目）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 項目 | 区分 | 判断基準 |
| ① | 食事 | ・全介助・一部介助 | 全面的に介助を要する。おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。 |
| ② | 排せつ | ・全介助・一部介助 | 全面的に介助を要する。便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。 |
| ③ | 入浴 | ・全介助・一部介助 | 全面的に介助を要する。身体を洗ってもらうなど一部介助を要する。 |
| ④ | 移動 | ・全介助・一部介助 | 全面的に介助を要する。手を貸してもらうなど一部介助を要する。 |
| ⑤ | 行動障害及び精神症状 | ・ほぼ毎日（週５日以上の）支援や配慮等が必要・週に１回以上の支援や配慮等が必要 | 調査日前の１週間に週５日以上現れている場合又は調査日前の１か月間に５日以上現れている週が２週以上ある場合。調査日前の１か月間に毎週１回以上現れている場合又は調査日前の１か月間に２回以上現れている週が２週以上ある場合。(1) 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動や、危険の認識に欠ける行動(2) 睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動（多飲水や過飲水を含む）。(3) 自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為。(4) 気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する。(5) 再三の手洗いや繰り返しの確認のため日常動作に時間がかかる。(6) 他者と交流することの不安や緊張、感覚の過敏さ等のため外出や集団参加ができない。また、自室に閉じこもって何もしないでいる。(7)学習障害のため、読み書きが困難。 |

　　※通常の発達において必要とされる介助等は除く。

　別表８《短期入所》　基本日数

|  |  |
| --- | --- |
| 障害支援区分 | 基本日数 |
| 区分１　～　区分３ | ５日 |

　別表９《短期入所》　加算日数

|  |  |
| --- | --- |
| 加算項目 | 加算日数 |
| □　一人親家庭、又はこれに準ずる家庭の場合 | ２日 |
| □　家庭の中に要介護者がいる場合 | ２日 |
| □　介護者の入院等の場合 | 必要な日数 |
| □　全身性障害者及びこれに準ずる者の場合 | ２日 |
| □　在宅生活を維持するために特別な配慮が必要と認められる場合 | 必要な期間 |
| 合計加算日数 | 　　　　　　　　　　　　日 |